平成２８年（フ）第２５４号
大阪府岸和田市下池田町３丁目13番１―1004号
債務者　遠藤　一誠
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
岡山市北区津島福居１丁目５番８号ハイツ福居103、旧住所京都市伏見区向島二ノ丸町151番地30　３－Ｃ棟1104号
債務者　宮川　直仁
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１３号
高知市洞ケ島町６番17号
債務者　長崎　郁美
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７０号
大分県中津市山国町守実68番地６
債務者　髙橋　康弘
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籾倉　了胤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６４号
大阪府岸和田市下池田町２丁目２番２号、前住所大阪府岸和田市箕土路町２丁目１番12号グランエクセル箕土路205号
債務者　尾曲　幸一
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８６号
兵庫県伊丹市中央２丁目３番13―311号
債務者　里　　重治
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　麻鈴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７２７号
札幌市中央区北11条西18丁目36番地17　ＪＲアパート306―103号
債務者　吉田美由紀
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４４号
札幌市中央区南６条西９丁目1023番地18　ディアコート69―1003号
債務者　佐々木菜々美
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９０３号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目17番18号　マリベル稲穂203号
債務者　菊地　優香
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９２３号
北海道石狩市親船町17番地１
債務者　吉田　正夫
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９４３号
札幌市手稲区稲穂３条２丁目１番43号　ハイツいなほ101号
債務者　萬年あおい
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９５４号
札幌市中央区南26条西14丁目１番３号　たんぽぽ苑
債務者　杉下美和子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９５８号
札幌市中央区北４条西14丁目１番地44　ロアールＮ４―902号
債務者　越前　広美
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７号
北海道北見市美芳町７丁目３番13号　ラフィネⅡ　１－Ｃ号
債務者　大沼　裕之
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
山形県鶴岡市三光町７番43号　セピアガーデン三光町103
債務者　佐藤　　博
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第５４１号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目460番地　ジルエット大宮　Ａ棟　202、旧住所さいたま市大宮区堀の内町１丁目364番地　アーバン堀の内202号
債務者　阿部　圭佑
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４０号
埼玉県川口市坂下町１丁目14番36号
債務者　飯高　浩之
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係